

尼崎市立大庄北中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」より）

2 いじめ等に対応する基本方針

（1）基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われているいじめを認識しながら放置することがないように、学校教育全体を通じ、いじめ防止等のための対策を行う。

（2）いじめ禁止

生徒は、いじめを行ったり、放置したりしてはならない。

（3）学校及び職員の責務

いじめが行われず、全ての生徒が安心して学校生活を送れるよう、保護者・関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。いじめが疑われる場合は、被害者の立場を最大限尊重しつつ適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努める。また、必要に応じて関係機関とも連携し指導する。

（4）いじめ解消の要件

いじめに対する指導後、安易に解消したととらえることなく継続的に指導を行う。被害生徒に対しての、いじめに係る行為が止んでおり、且つ被害生徒が心身の苦痛を感じていないことを、いじめの解消の基準とすることを職員間で共通理解する。

（5）特に配慮を要する生徒への対応

特に配慮を要する生徒に関しては、教職員が個々の生徒の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該生徒のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

3 主な取り組み

(1) 未然防止

- ① 生徒の豊かな心と好ましい人間関係を築き「いじめを生まない土壌づくり」を行うため、道徳教育・人権教育・体験活動・特別活動の充実を図る。
- ② 保護者並びに地域住民・関係機関と連携を図り、情報提供や広報活動を積極的に行う。
- ③ 教師がわかりやすい授業を心がけ、学習に対する達成感・成就感を育て自尊感情を高める。

(2) 早期発見

- ① 全ての教員が生徒の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行い、情報を共有すること、小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身につけ「子どもがいるところには、教職員がいる」ことを目指す。
- ② 学校生活アンケートを年3回・教育相談を年2回実施する。
- ③ 生徒や保護者の相談しやすい体制（スクールカウンセラー）を整備する。

(3) 早期対応

- ① いじめ問題を認知した教職員は、その時、その場で、いじめを止めるとともに、関係者に適切な指導を行う。あわせて、学級担任・生徒指導担当（いじめ対策委員会）に連絡し、校長に報告し、いじめの問題の解決に努める。
- ② 情報収集を綿密に行い、事情聴取を行う場合は、場所・時間等を配慮し子どもたちは別々の場所で聴き取りを行う。
- ③ 事実確認は、第三者からも詳しく情報を得て、原則複数の教員で行い、教職員間の連携と情報共有を随時行う。
- ④ 事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童には毅然とした態度で指導にあたる。
- ⑤ 傍観者の立場にいる生徒たちにもいじめていると同様であることを指導する。
- ⑥ 学校内だけでなく関係機関とも連携をとって解決にあたる。
- ⑦ いじめられている生徒、いじめた生徒双方にS Cや養護教諭等と連携をとり指導にあたる。
- ⑧ いじめが解消されたように見られても、折に触れ必要な指導を継続的に行う。

(4) ネット上のいじめの早期対応

- ① 学校での情報モラル教育を行い、家庭と連携し指導を行う。
- ② 保護者や地域に啓発活動を行うとともに、外部講師を招聘しサイバー犯罪教室を開催する。

(5) いじめ対応チームの設置

〈名称〉	いじめ対策委員会
〈構成員〉	校長・教頭・生徒指導主事・学年生徒指導担当・不登校担当・生徒支援 必要に応じて、学年主任・担任・養護教諭・部活動顧問・S C・心の教育支援員
〈活動〉	いじめ事案に対する対応
〈開催〉	月1回開催。いじめ事案発生時に緊急開催。

① 取り組み

- 〈1学期〉・いじめ等問題行動に対する学校方針検討
 - ・サイバー犯罪教室実施（ネットモラル及びSNSトラブル講習）
 - ・教育相談の内容検討および情報交換
 - ・いじめアンケートの実施
 - ・アセスの実施（生徒の適応感の分析）
 - ・教職員研修
 - ・1学期の反省と2学期の取り組み検討
- 〈2学期〉・教育相談の内容検討及び情報交換
 - ・2学期の反省と3学期の取り組み検討
 - ・いじめアンケートの実施
 - ・アセスの実施（生徒の適応感の分析）
- 〈3学期〉・3学期の反省と次年度の取り組み検討
 - ・いじめアンケートの実施
 - ・アセスの実施（生徒の適応感の分析）

(6) 重大事案への対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の通り、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）に基づき適切に対応する。

- ① 重大事態が発生した旨を、尼崎市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案の対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事案関係を明確にするための調査を行う。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事案関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(7) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及び処置を適切に行うため、以下の項目を加え適切に事項の取り組みを評価する。

- ① いじめの早期発見に関する取り組みに関すること。
- ② いじめの再発を防止するための取り組みに関すること。
- ③ いじめを発見した際の速やかな委員会への報告に関すること。